

「中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金」について

青森県では、エネルギー価格の高騰により、厳しい経営環境が続いている県内中小企業等の負担軽減を図るため、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象外となっている「LPガス」や「特別高圧電気」を使用する県内中小企業等に対し、その使用量に応じた支援金を給付することといたしました。

1 支援金の名称

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金

2 給付対象

令和5年10月1日時点で、県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主であって、要件1及び要件2をいずれも満たす者

要件1 LPガス・特別高圧電気使用要件

業務用LPガス又は特別高圧電気について、令和5年1月分から令和5年9月分までのいずれかの月分の使用があること。

※「都市ガス」や「特別高圧電気以外の電気」は対象外

※「家庭用LPガス（青森県が実施する「LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業」に基づき8月分の料金が減額されているもの）は対象外

要件2 事業継続意思要件

令和5年10月1日時点において青森県内で事業を営んでおり、本支援金の給付を受けた後も青森県内で事業を継続していく意思があること。

ただし、以下の者は対象外。

- 青森県が実施する以下の事業に係る支援金等の給付対象である者
 - ・地域公共交通事業継続特別対策事業費補助（交通政策課）
 - ・貨物自動車運送事業者原油価格高騰緊急対策事業費補助（交通政策課）
 - ・医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業（健康福祉政策課）
- 日本標準産業分類における電気業又はガス業に該当する者
- 国、県、市町村
- 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- 青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団及び第5条第2号に規定する暴力団員に該当する事業者、当該暴

- 力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している事業者
○政党その他の政治団体、宗教上の組織若しくは団体、任意団体
○その他、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと思事判断する者

3 給付額

以下の「(1) LPガス分」の額と「(2) 特別高圧電気分」の額の合計額

(1) LPガス分

令和5年1月分から令和5年9月分までの「LPガス」の県内事業所における使用量に、以下の支援単価を乗じた額

- ・LPガスの支援単価

1立方メートル (m³) 当たり62円 (1月分から8月分)

1立方メートル (m³) 当たり31円 (9月分)

(2) 特別高圧電気分

令和5年1月分から令和5年9月分までの「特別高圧電気」の県内事業所における使用量に、以下の支援単価を乗じた額 (ただし1ヶ月当たりの上限額50万円 (9月分は上限額25万円))

- ・特別高圧電気の支援単価

1キロワットアワー (kWh) 当たり2.5円 (1月分から8月分)

1キロワットアワー (kWh) 当たり1.25円 (9月分)

4 申請受付期間

令和5年10月2日 (月) ~令和5年11月30日 (木)

(郵送の場合は当日消印有効)

5 申請先 (郵送又は持参)

主たる事業所の所在地を所管する商工会、商工会議所又は青森県商工会連合会

6 専用電話相談窓口 (問合せ先)

- ・開設日 6月28日 (水) ~12月25日 (月) までの平日

- ・開設時間 9:00~17:00

- ・電話番号 0120-66-0217 (通話料無料)

※ 支援金制度詳細、申請書類の入手等は、青森県商工労働部地域産業課のホームページを御参照ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/lpgasushienkin.html>



※申請には、1月分~9月分までの使用量が確認できる書類 (検針票、請求書等の写し) が必要となります。